

## 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（抜粋）

〔平成25年6月26日〕  
農林水産大臣公表

平成30年10月31日一部改正

### 第13 ワクチン（法第31条）

- 1 豚コレラのワクチンは、感染を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。  
このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
  
- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。）。
  - ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
  - ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
  - ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）
  
- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
  - ① 実施時期
  - ② 実施地域
  - ③ 対象家畜
  - ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

4～5 （略）